		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	
枠組壁工法の単位住戸	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0
		壁		3.6	2.3	2.3	
		床	外気に接する部分	4.2	4.2	3.1	
			その他の部分	3.1	3.1	2.0	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の単位住戸	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		5.7	4.0	4.0	4.0
		壁		2.9	1.7	1.7	
		床	外気に接する部分	3.8	3.8	2.5	
			その他の部分				
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	

備考

1　木造又は枠組壁工法の単位住戸において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

2　単位住戸において複数の単位住戸の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの単位住戸の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。

3　鉄筋コンクリート造等の単位住戸における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあっては、外側の断熱材の熱抵抗と内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる内断熱工法の基準値により判定できるものとする。

4　木造又は枠組壁工法の単位住戸における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる充填断熱工法の基準値により判定できるものとする。

5　土間床等の外周にあっては、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

6　一戸建ての住宅にあっては、表において、床の外気に接する部分のうち当該一戸建ての住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、その他の部分とみなすことができる。

㈡　鉄骨造の単位住戸の壁であって断熱材の施工法が外張断熱工法及び内張断熱工法以外であるものの当該断熱材の熱抵抗が、地域の区分、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下㈡において同じ。）の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下㈡において「一般部」という。）の断熱層を貫通する金属製下地部材（以下㈡において「金属部材」という。）の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

地域の区分	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値（単位　1ワットにつき平方メートル・度）		
			断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部の断熱層を貫通する金属部材
1及び2	0.56以上	無し	1.91	2.12	
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15以上0.56未満	無し	1.91	2.43	
		有り	1.91	3.57	1.08
	0.15未満	無し	1.91	3.00	
		有り	1.91	3.57	1.43
3	0.56以上	無し	0.63	1.08	
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.85	1.47	
		有り	0.85	2.22	0.50
	0.15未満	無し	1.27	1.72	
		有り	1.27	2.22	0.72
4、5、6、7及び8	0.56以上	無し	0.08	1.08	
		有り	0.08	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.31	1.47	
		有り	0.31	2.22	0.50
	0.15未満	無し	0.63	1.72	
		有り	0.63	2.22	0.72